

経済産業省
固定価格買取制度

変更認定時の 注意事項



単価変更になるの？



発電設備の出力 パネルの合計出力 パネルメーカーの変更 パネルの種類

発電設備の出力が10kW未満の場合

発電設備の出力の増減やパネルメーカー / 種類の変更やパネルの合計出力の変更認定申請を行っても、発電設備の出力が10kW未満のままであれば売電単価の変更はありません。

注意

設備認定取得日から1年以内に通電をしないと権利が消失します。
変更認定申請をする場合は認定完了までの時間を考慮して下さい。

※テスラ家庭用蓄電池を設置する場合は、売電単価によっては変更になる場合があります
別紙「Powerwall 導入 W 売電資料 2020」をご確認ください

発電設備の出力が10kW以上の場合

A. 平成28年（2016年）7/31以前の案件の場合
個別の対応をさせていただきます。

B. 平成28年（2016年）8/1以降の案件の場合

太陽電池の合計出力の増加（3kW以上または3%以上）や
20%以上の減少、発電設備の出力の増加の場合は
売電単価の変更の可能性があります。

既に申請している案件でパネルやパワコンを変更する場合は
お気をつけください。

ご不明な点など
お問い合わせの場合は
該当案件の内容をお手元に
SIソーラーの小木曾まで
お問い合わせ下さい♪



経済産業省発行
「調達価格が変更される
事業計画の変更整理表」も
ご確認ください

